

報道関係者 各位

令和6年9月4日

【照会先】

雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室

室長 吉田 貴典

室長補佐 山口 昌平

(代表電話) 03(5253)1111(内線7738)

(直通電話) 03(3502)6679

「令和5年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表します

通報・届出・虐待が認められた障害者数・事業所数は増加

虐待種別では「経済的虐待」が引き続き最多

厚生労働省は、このたび、「令和5年度使用者による障害者虐待の状況等」を取りまとめましたので、公表します。

都道府県労働局では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）に基づき、都道府県などの地方公共団体と連携し、障害者※1を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の防止や、虐待が行われた場合の関係法令に基づく是正指導などに取り組んでいます。

厚生労働省では、今回の取りまとめ結果を受けて、引き続き、地方公共団体との緊密な連携を図りながら、使用者による障害者虐待の防止のために取り組んでいきます。

【調査結果のポイント】

1 通報・届出のあった事業所数・対象となった障害者数

通報・届出のあった事業所数※2は、前年度と比べ22.9%増加し、1,512事業所。

通報・届出の対象となった障害者数は、前年度と比べ29.4%増加し、1,854人。

[参照：別添1 P3 1-(1)、(2)]

2 虐待が認められた事業所数・障害者数

虐待が認められた事業所数※2は、前年度と比べ4.0%増加し、447事業所。

虐待が認められた障害者数は、前年度と比べ16.0%増加し、761人。

[参照：別添1 P6 2-(1)、(2)]

3 認められた虐待の種別

認められた虐待の種別※3では、経済的虐待が659人（80.6%）で最多。

[参照：別添1 P7 2-(3)]

※1 障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条第1号）としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。

※2 事業所数は、通報・届出の時期、内容が異なる場合には、重複計上している。

※3 ひとりの被虐待者に複数の虐待が認められた場合は、重複計上している。

虐待の種別については、P2「虐待の定義」参照。

【別添資料】

■別添1 令和5年度における使用者による障害者虐待の状況（P3～12）

■別添2 令和5年度における使用者による障害者虐待の事例（P13～15）

■参考1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要（P16）

■参考2 使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応（P17）

【取りまとめの概要】

「使用者による障害者虐待の状況等」は、障害者虐待防止法第28条「厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」に基づき、都道府県労働局（以下「労働局」という。）が把握した使用者による障害者虐待の状況等を取りまとめたものです。

1 取りまとめ期間

通報・届出：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに通報・届出があったもの
対応結果：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに対応が完了したもの

2 取りまとめ方法

都道府県からの報告

障害者虐待防止法第24条に基づき、都道府県から労働局に報告があったもの。

労働局などへの相談

直接、労働局、労働基準監督署または公共職業安定所に、被虐待者、家族、同僚などから、使用者による障害者虐待に該当するおそれがある旨の情報提供や相談があったもの。

その他労働局などの発見

上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問などにおいて、使用者による障害者虐待に該当するおそれのある事例を把握したもの。

3 人数・事業所数・件数の数え方

- ・ ひとりの被虐待者に複数の障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等）がある場合や、複数の虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置等による虐待、経済的虐待）が認められた場合は、重複計上しています。
- ・ 投書による通報や匿名での通報など、通報対象となった障害者の障害種別を特定することが困難な場合は、障害者の人数のみを計上しています。
- ・ 通報・届出のあった事業所と虐待が認められた事業所の数は、通報・届出の時期、内容が異なる場合には、重複計上しています。
- ・ ひとりの被虐待者に関して労働局が複数の措置を講じた場合は、措置ごとに件数を重複計上しています。

【虐待の定義】（障害者虐待防止法第2条第8項第1号から第5号）

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

放置等による虐待

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による上記3つの虐待行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

経済的虐待

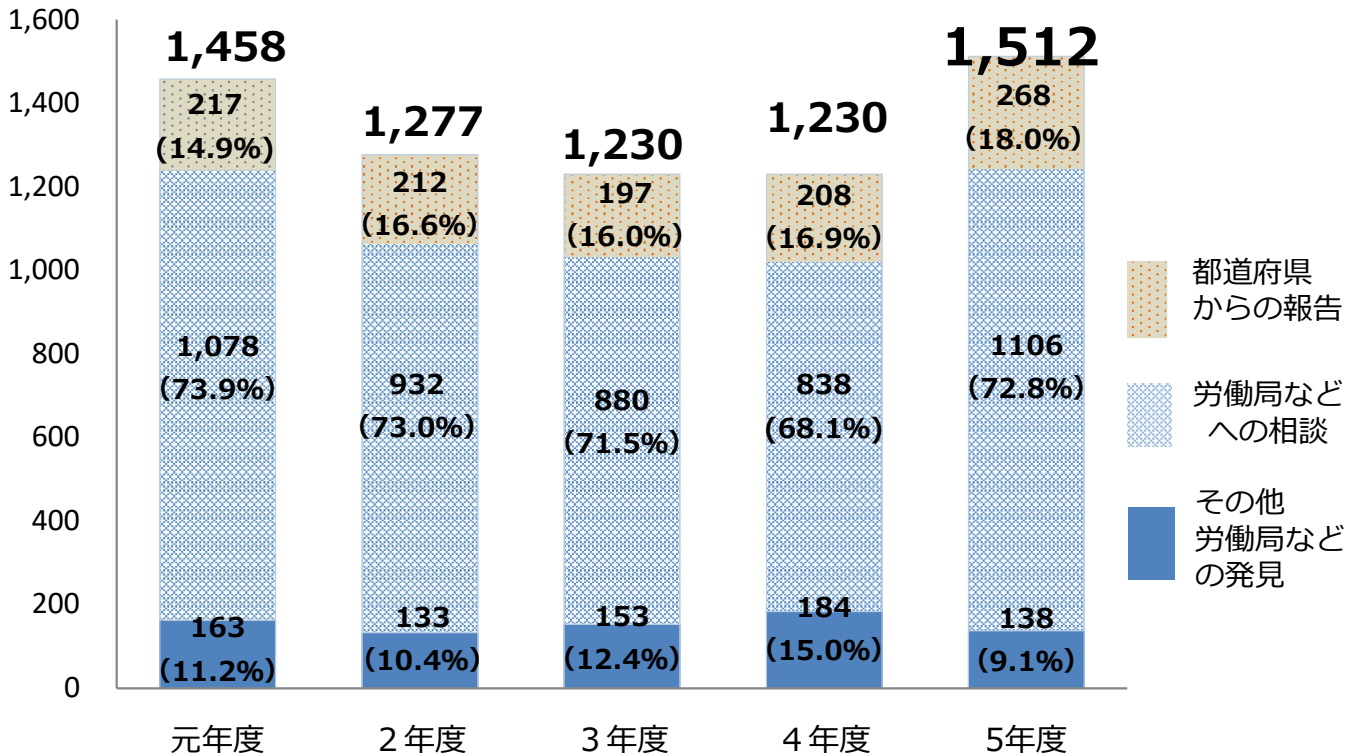
障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

令和 5 年度における使用者による障害者虐待の状況

1 通報・届出

(1) 通報・届出のあった事業所数（把握の端緒別）

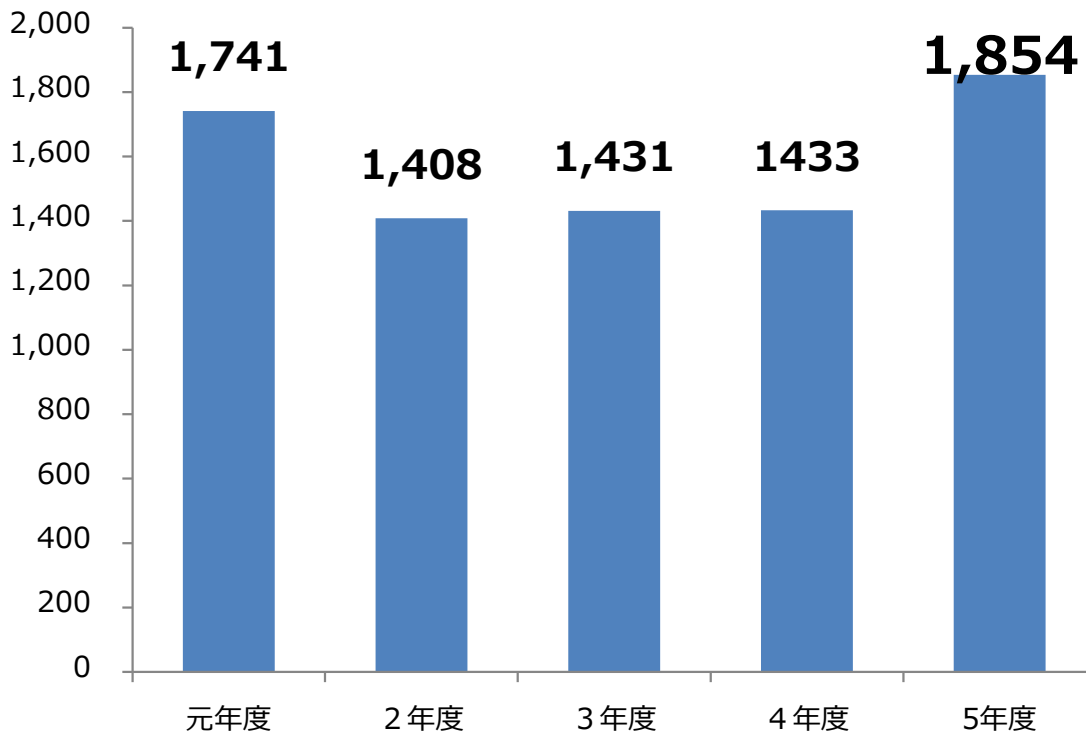
(単位：事業所)



■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

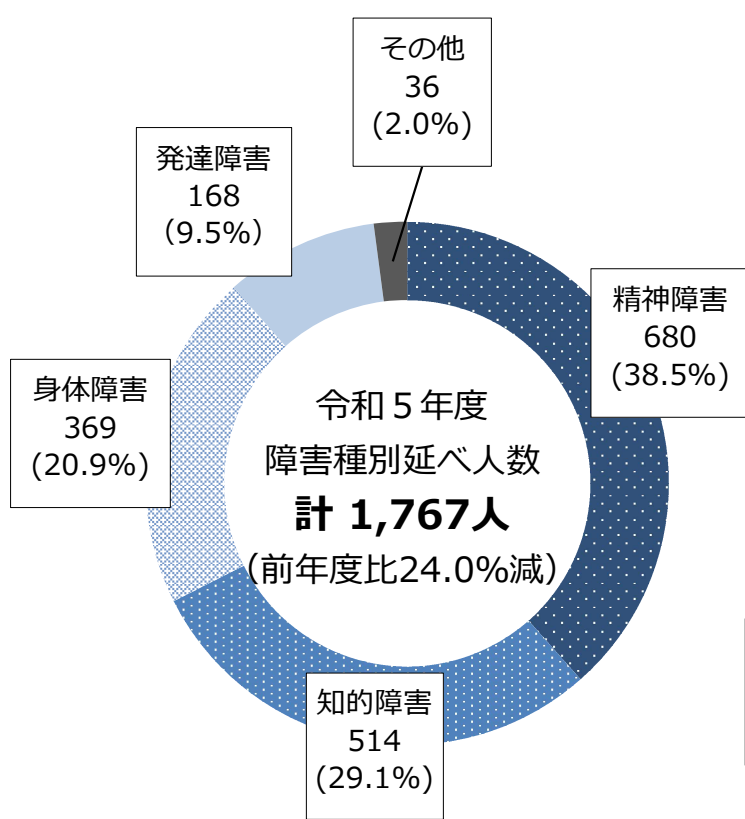
(2) 通報・届出の対象となった障害者数

(単位：人)



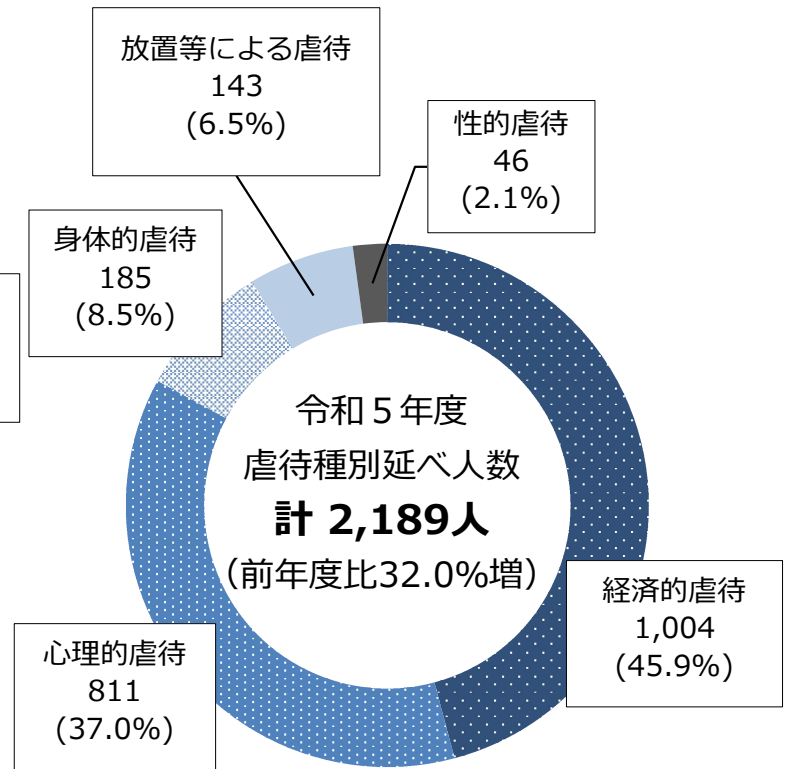
(3) 通報・届出の対象となった障害者数（障害種別・虐待種別）

①障害種別



(単位：人)

②虐待種別



(単位：人)

- 障害種別や虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

【参考】第1表 虐待種別・障害種別障害者数（通報・届出の対象となった障害者）

虐待種別	障害種別				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	44	72	42	16	5
性的虐待	1	26	14	6	1
心理的虐待	156	203	349	104	19
放置等による虐待	26	34	53	15	4
経済的虐待	220	280	342	68	16

(単位：人)

- 障害種別や虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第2表 年度別・障害種別障害者数（通報・届出の対象となった障害者）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合 計
元年度	417	575	549	130	50	1,721
	24.2%	33.4%	31.9%	7.6%	2.9%	100%
2年度	361	409	498	123	22	1,413
	25.5%	28.9%	35.2%	8.7%	1.6%	100%
3年度	278	470	550	104	54	1,456
	19.1%	32.3%	37.8%	7.1%	3.7%	100%
4年度	326	422	510	127	40	1,425
	22.9%	29.6%	35.8%	8.9%	2.8%	100%
5年度	369	514	680	168	36	1,767
	20.9%	29.1%	38.5%	9.5%	2.0%	100%

（単位：人）

- 障害種別については、重複計上しているものがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

【参考】第3表 年度別・虐待種別障害者数（通報・届出の対象となった障害者）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待	合 計
元年度	209	37	713	81	951	1,991
	10.5%	1.9%	35.8%	4.1%	47.8%	100%
2年度	174	40	635	87	733	1,669
	10.4%	2.4%	38.0%	5.2%	43.9%	100%
3年度	138	32	625	73	787	1,655
	8.3%	1.9%	37.8%	4.4%	47.6%	100%
4年度	146	24	613	79	796	1,658
	8.8%	1.4%	37.0%	4.8%	48.0%	100%
5年度	185	46	811	143	1,004	2,189
	8.5%	2.1%	37.0%	6.5%	45.9%	100%

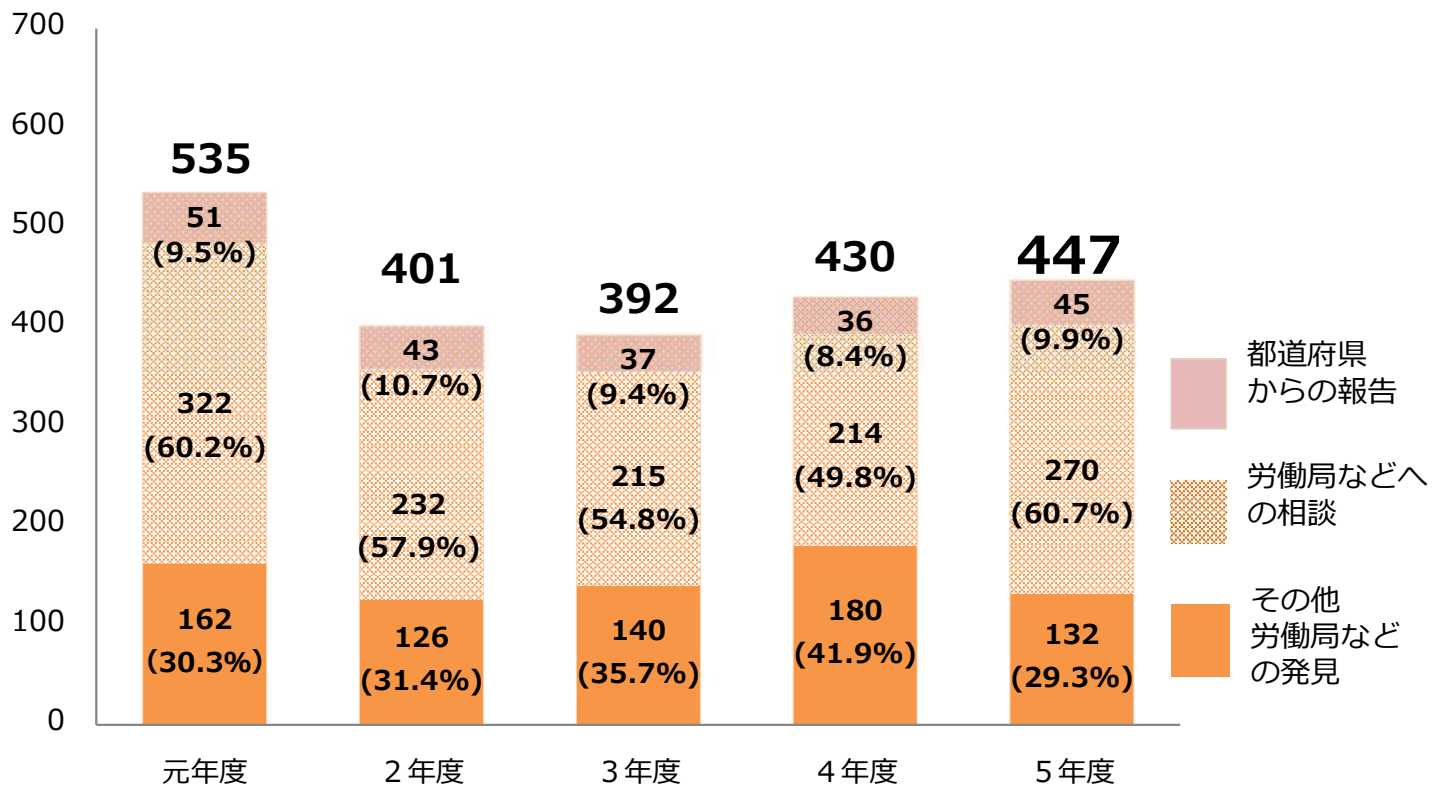
（単位：人）

- 虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

2 労働局の対応結果

(1) 虐待が認められた事業所数（把握の端緒別）

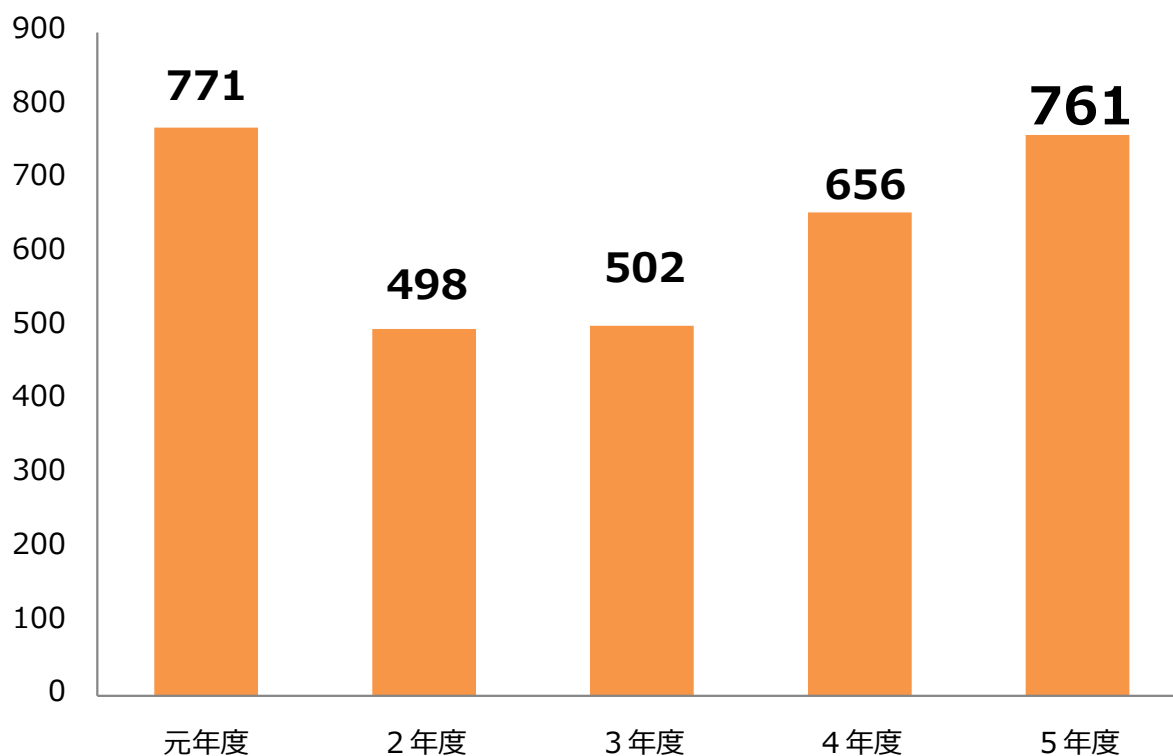
（単位：事業所）



■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

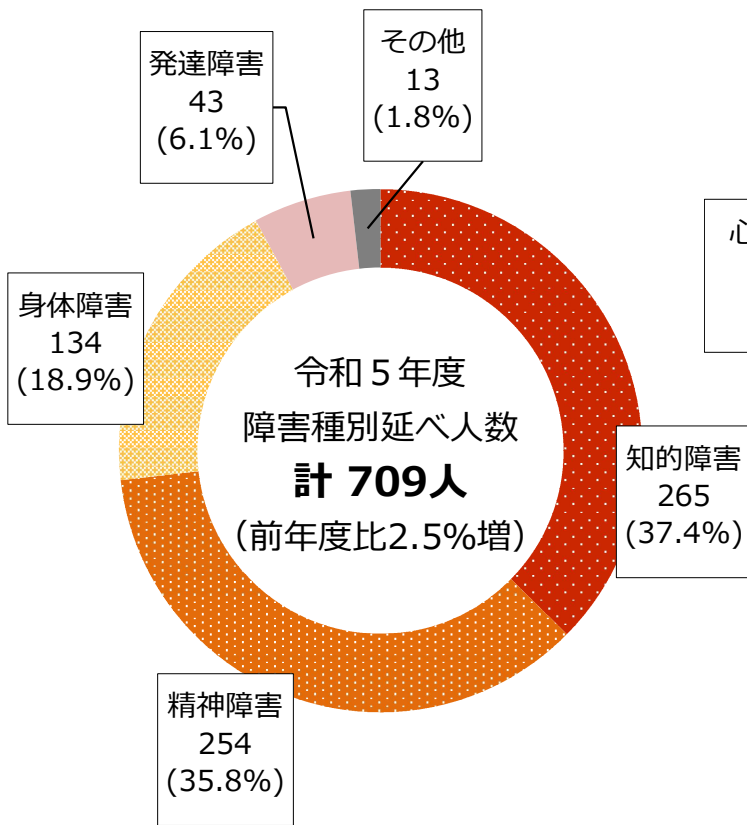
(2) 虐待が認められた障害者数

（単位：人）



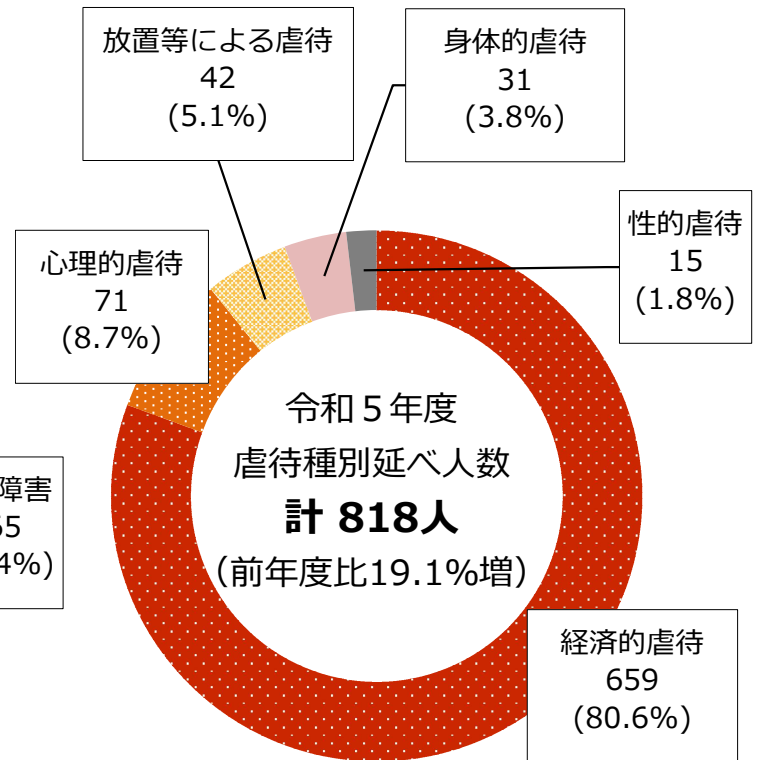
(3) 虐待が認められた障害者数（障害種別・虐待種別）

①障害種別



(単位：人)

②虐待種別



(単位：人)

- 障害種別や虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。
- 障害種別は、調査時の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第4表 虐待種別・障害種別障害者数（虐待が認められた障害者）

虐待種別	障害種別				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	5	15	7	1	2
性的虐待	0	8	4	2	0
心理的虐待	11	25	25	11	2
放置等による虐待	4	10	20	3	0
経済的虐待	124	225	214	34	10

(単位：人)

- 障害種別や虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 障害種別は、調査時の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第5表 年度別・障害種別障害者数（虐待が認められた障害者）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合 計
元年度	157	351	213	32	11	764
	20.5%	45.9%	27.9%	4.2%	1.4%	100%
2年度	119	215	142	26	7	509
	23.4%	42.2%	27.9%	5.1%	1.4%	100%
3年度	92	218	173	26	7	516
	17.8%	42.2%	33.5%	5.0%	1.4%	100%
4年度	155	245	224	36	8	668
	23.2%	36.7%	33.5%	5.4%	1.2%	100%
5年度	134	265	254	43	13	709
	18.9%	37.4%	35.8%	6.1%	1.8%	100%

（単位：人）

- 障害種別については、重複計上しているものがある。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

【参考】第6表 年度別・虐待種別障害者数（虐待が認められた障害者）

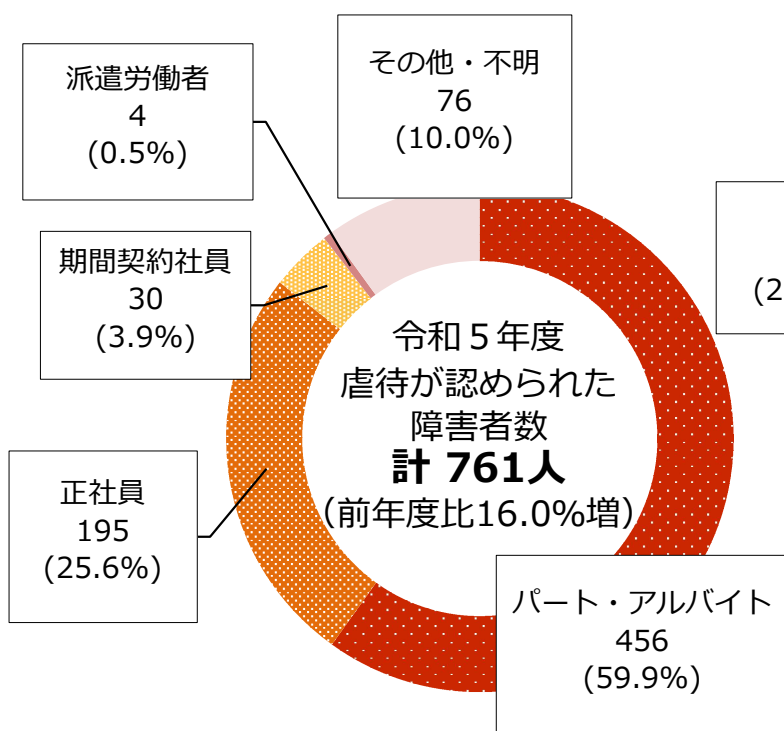
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待	合 計
元年度	30	10	64	19	686	809
	3.7%	1.2%	7.9%	2.3%	84.8%	100%
2年度	24	10	56	14	419	523
	4.6%	1.9%	10.7%	2.7%	80.1%	100%
3年度	32	9	61	19	420	541
	5.9%	1.7%	11.3%	3.5%	77.6%	100%
4年度	24	8	47	8	600	687
	3.5%	1.2%	6.8%	1.2%	87.3%	100%
5年度	31	15	71	42	659	818
	3.8%	1.8%	8.7%	5.1%	80.6%	100%

（単位：人）

- 虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

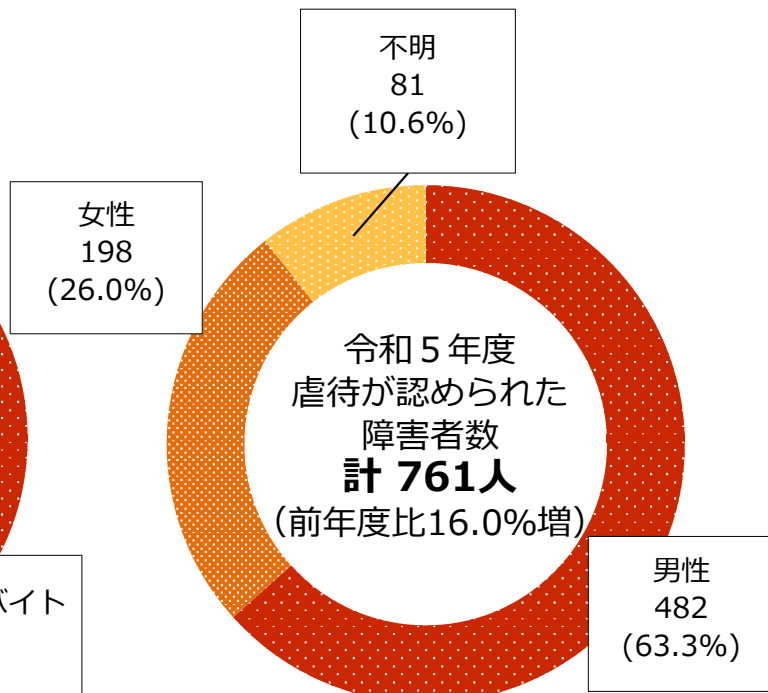
(4) 虐待が認められた障害者数（就労形態別・男女別）

①就労形態別



(単位：人)

②男女別



(単位：人)

■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

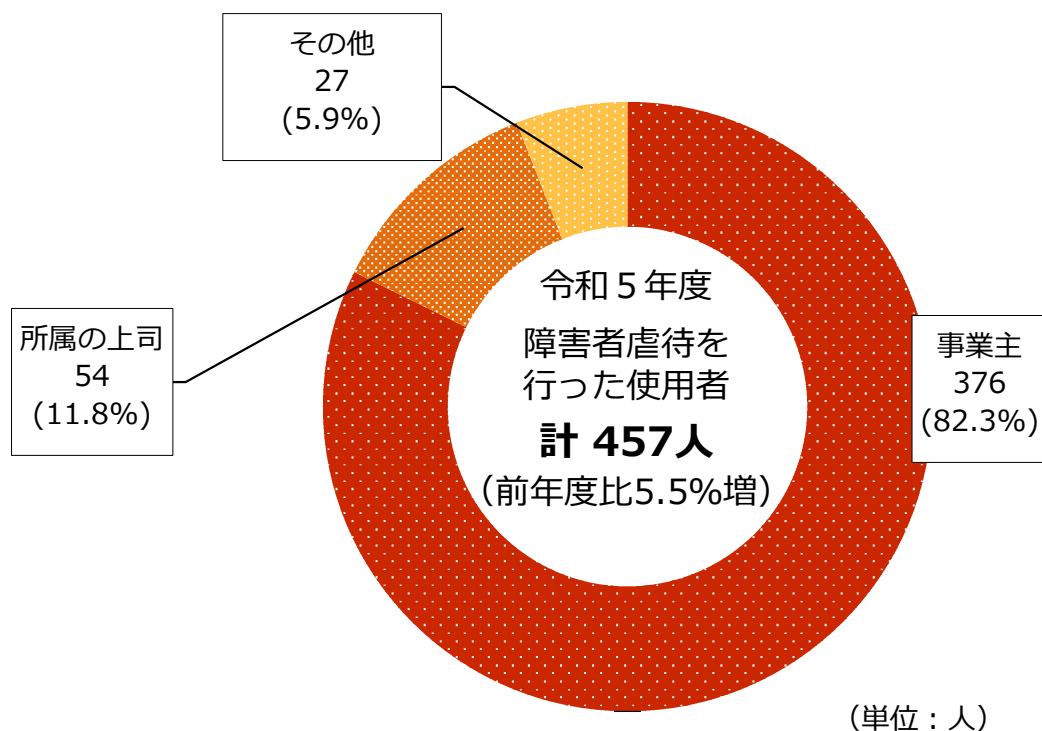
【参考】第7表 虐待種別・就労形態別障害者数（虐待が認められた障害者）

虐待種別	就労形態別				
	正社員	パート・アルバイト	期間契約社員	派遣労働者	その他・不明
身体的虐待	12	12	2	0	5
性的虐待	9	2	0	0	4
心理的虐待	20	27	8	2	14
放置等による虐待	3	26	4	0	9
経済的虐待	164	415	19	3	58

(単位：人)

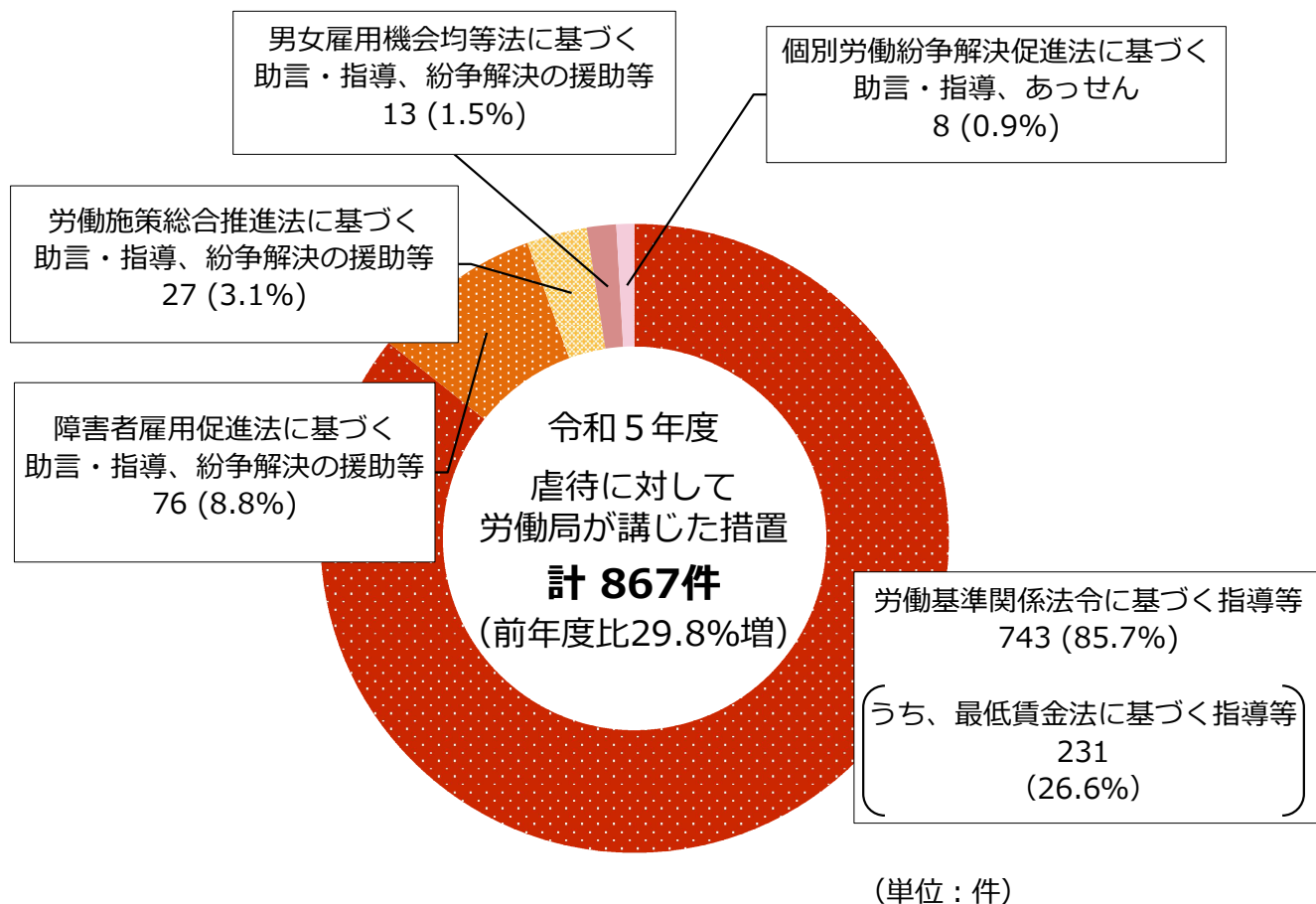
■ 虐待種別については、重複計上しているものがある。

(5) 障害者虐待を行った使用者の内訳



■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

(6) 虐待に対して労働局が講じた措置



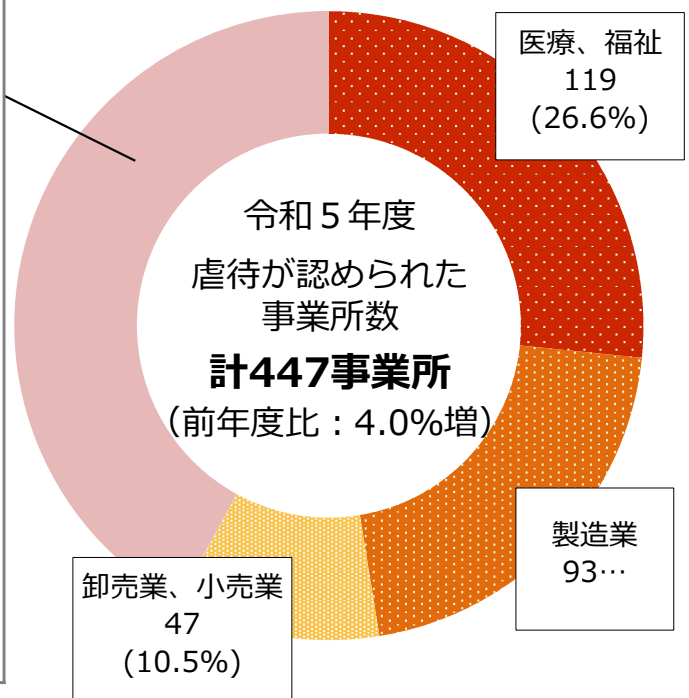
■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

(7) 虐待が認められた事業所の業種・規模

①業種別

ほか 計188 (42.1%)

サービス業（他に分類されないもの）	41	(9.2%)
建設業	32	(7.2%)
宿泊業、飲食サービス業	29	(6.5%)
生活関連サービス業、娯楽業	25	(5.6%)
運輸業、郵便業	24	(5.4%)
農業、林業	10	(2.2%)
複合サービス事業	6	(1.3%)
情報通信業	4	(0.9%)
不動産業、物品賃貸業	4	(0.9%)
教育、学習支援業	4	(0.9%)
鉱業、採石業、砂利採取業	2	(0.4%)
金融業、保険業	1	(0.2%)
電機・ガス・熱供給・水道業	1	(0.2%)
学術研究、専門・技術サービス	1	(0.2%)
不明	4	(0.9%)



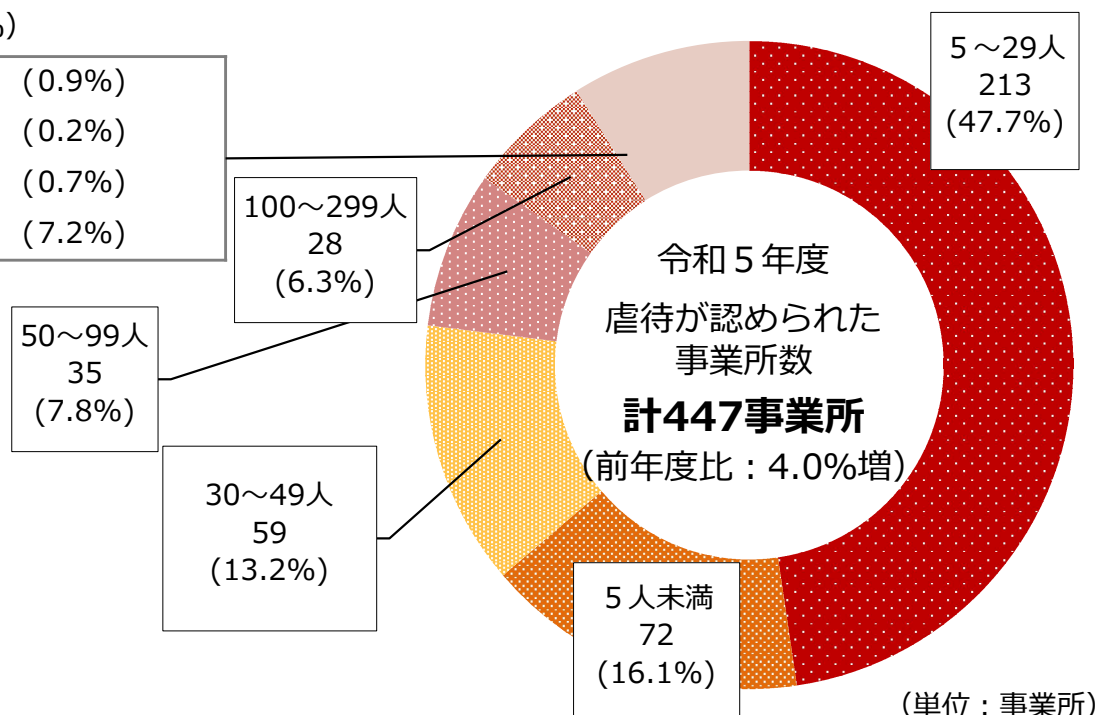
(単位：事業所)

■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

②規模別

ほか 計40 (8.2%)

300～499人	4	(0.9%)
500～999人	1	(0.2%)
1,000人以上	3	(0.7%)
不明	32	(7.2%)



(単位：事業所)

■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

【参考】第8表 規模別・虐待種別事業所数（虐待が認められた事業所）

規 模	事業所数		虐待種別（虐待が認められた事業所）				
		割合	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待
5人未満	72	16.1%	7	0	11	0	65
5～29人	213	47.7%	14	4	29	4	177
30～49人	59	13.2%	4	2	7	3	49
50～99人	35	7.8%	2	2	5	0	27
100～299人	28	6.3%	2	0	5	1	23
300～499人	4	0.9%	1	0	2	1	2
500～999人	1	0.2%	0	0	0	0	1
1,000人以上	3	0.7%	0	0	1	0	2
不明	32	7.2%	1	1	5	1	27
合 計	447	100.0%	31	9	65	10	373

（単位：事業所）

- 虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

【参考】第9表 規模別・虐待種別障害者数（虐待が認められた障害者）

規 模	被虐待者数		虐待種別（虐待が認められた障害者）				
		割合	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待
5人未満	76	10.0%	7	0	11	0	69
5～29人	312	41.0%	14	10	31	4	270
30～49人	241	31.7%	4	2	7	32	213
50～99人	55	7.2%	2	2	6	0	46
100～299人	35	4.6%	2	0	8	3	27
300～499人	5	0.7%	1	0	2	1	3
500～999人	1	0.1%	0	0	0	0	1
1,000人以上	3	0.4%	0	0	1	0	2
不明	33	4.3%	1	1	5	2	28
合 計	761	100.0%	31	15	71	42	659

（単位：人）

- 虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

令和 5 年度における使用者による障害者虐待の事例

事例 1	心理的・経済的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：知的障害 ● 就労形態：正社員 ● 事業所の規模：5人～29人 ● 業種：食品製造業 相談支援事業所の相談支援専門員から都道府県経由でなされた通報事案。事業主から、作業用具を投げつけられたり、怒鳴られたり、トイレに行きたいと伝えると恫喝されたり、休憩が取得できないことがあるとして、相談支援事業所に相談があったもの。
労働局の対応	労働局は、職業安定部（公共職業安定所）、労働基準部（労働基準監督署）および雇用環境・均等部（室）を担当部署として調査を実施した。事業主および関係者に事情聴取し、関係資料を確認したところ、相談支援専門員からの通報内容をおおむね事実として認めたほか、本来の休憩時間に就労した分の賃金未払いも判明した。事業主による心理的虐待および経済的虐待が認められたため、事業主に対し、公共職業安定所は、障害者雇用促進法に基づき、事業主と障害者従業員との間を取り持つ障害者職業生活相談員の配属を検討すること、雇用環境・均等部（室）は、労働施策総合推進法に基づき、パワーハラスメント防止措置を講じること、労働基準監督署は、労働基準法に基づき、休憩の取得と、休憩が取得できなかった日の賃金の支払いを行うよう指導した。処理終了後、労働局は、都道府県に対して情報提供を行った。

事例 2	身体的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：精神障害（発達障害を除く） ● 就労形態：パート・アルバイト ● 事業所の規模：30人～49人 ● 業種：製造業 障害者の家族から市町村経由でなされた通報事案。所属の上司から、背中を蹴られる、耳のあたりを殴られる、服を破られたことなどがあるとして、市町村に相談があったもの。
労働局の対応	労働局は、職業安定部（公共職業安定所）を担当部署として調査を実施した。公共職業安定所が事業所を訪問し、事業主に事情聴取したところ、障害者の家族からの相談内容を事実として認めた。 所属の上司による身体的虐待が認められたため、公共職業安定所は、被虐待者の職場環境の安全性および虐待者への処分等について確認した上で、事業主に対し、障害者虐待防止法に基づく事業主の責務（労働者の研修、苦情処理体制の整備等）を説明した上で、障害者雇用促進法に基づき、再発防止対策を講じるよう指導した。処理終了後、労働局は都道府県に対して情報提供を行った。

事例 3	性的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：知的障害 ● 就労形態：正社員 ● 事業所の規模：5人～29人 ● 業種：清掃業 障害者就業・生活支援センターの相談支援専門員から都道府県経由でなされた通報事案。 所属の上司から、抱きしめられる、肩を揉まれるなどの性的な言動を受けたとして障害者就業・生活支援センターに相談があったもの。
労働局の対応	労働局は、雇用環境・均等部（室）および職業安定部（公共職業安定所）を担当部署として、調査を実施した。本社管理職に事情聴取したところ、相談支援専門員からの届出内容をおおむね事実として認めた。 所属の上司による性的虐待が認められたため、事業主に対し、雇用環境・均等部（室）は、男女雇用機会均等法に基づき、セクシュアルハラスメントに関する再発防止措置を講ずること、公共職業安定所は、障害者雇用促進法に基づき、管理職に対する研修および啓発活動の実施を行うよう指導した。 処理終了後、労働局は、都道府県に対して情報提供を行った。

事例 4	身体的・心理的・経済的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：発達障害 ● 就労形態：正社員 ● 事業所の規模：30人～49人 ● 業種：製造業 障害者の同僚からの通報事案。 早出時間外労働に対する賃金の不払いと、所属の上司から、殴る、蹴るなどの暴力を受けているとして、労働基準監督署に相談があったもの。
労働局の対応	労働局は、労働基準部（労働基準監督署）および職業安定部（公共職業安定所）を担当部署として調査を実施した。労働基準監督署、公共職業安定所が合同で事業所を訪問し、所属長および被虐待者に事情聴取したところ、同僚からの通報内容をおおむね事実として認めた。 時間外労働に対する賃金不払い（経済的虐待）および、所属の上司による身体的虐待が認められたため、事業主に対し、労働基準監督署は、労働基準法に基づき、時間外労働に対する割増賃金を支払うこと、公共職業安定所は、障害者雇用促進法に基づき、相談体制の整備などの再発防止対策を講じるよう指導した。 処理終了後、労働局は、都道府県に対して情報提供を行った。

事例 5	放置等による虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：知的障害 ● 就労形態：パート・アルバイト ● 事業所の規模：5人～29人 ● 業種：医療、福祉 障害者本人からの届出事案。 同僚の職員から、「障害者だから指示が分からない」という発言や、仕事ができないとして、仕事を取り上げられるという嫌がらせを受け、障害者の家族が管理職に相談するも、何ら対応がなされず放置された。また、障害者が利用者から身体を触られた時、嫌がらせを続ける職員と管理職はこれを目撃しているにも関わらず、この行為を止めたり、注意をせずには笑っていたとして、労働局に相談があったもの。
労働局の対応	労働局は、職業安定部（公共職業安定所）および雇用環境・均等部（室）を担当部署として、調査を実施した。事業主に事情聴取したところ、障害者本人からの届出内容について、管理体制や就業環境整備が不十分であったことに問題があることを認めた。 事業主による放置等による虐待が認められたため、事業主に対し、公共職業安定所は、障害者雇用促進法に基づき、他の労働者への指導・啓発や相談窓口の設置などの再発防止対策を講じること、雇用環境・均等部（室）は、労働施策総合推進法に基づき、ハラスメント相談には迅速かつ適切に対応するよう指導した。 処理終了後、労働局は、都道府県に対して情報提供を行った。

事例 6	経済的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：身体障害 ● 就労形態：正社員 ● 事業所の規模：5人～29人 ● 業種：製造業 労働基準監督署が臨検監督において発見した事案。 最低賃金の減額特例許可※を受けずに、地域別最低賃金から約20%程度低い約定賃金で支払いを行っていたもの。 ※ 一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの特定の労働者について、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められる制度。
労働局の対応	労働基準監督署が、障害者の勤務実態等を確認した。労務管理資料により、障害者の約定賃金が地域別最低賃金未満であり、事業主による経済的虐待が認められたため、労働基準監督署は、事業主に対し、最低賃金法に基づき、地域別最低賃金額との差額を支払うよう指導した。 処理終了後、労働局は都道府県に対して情報提供を行った。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

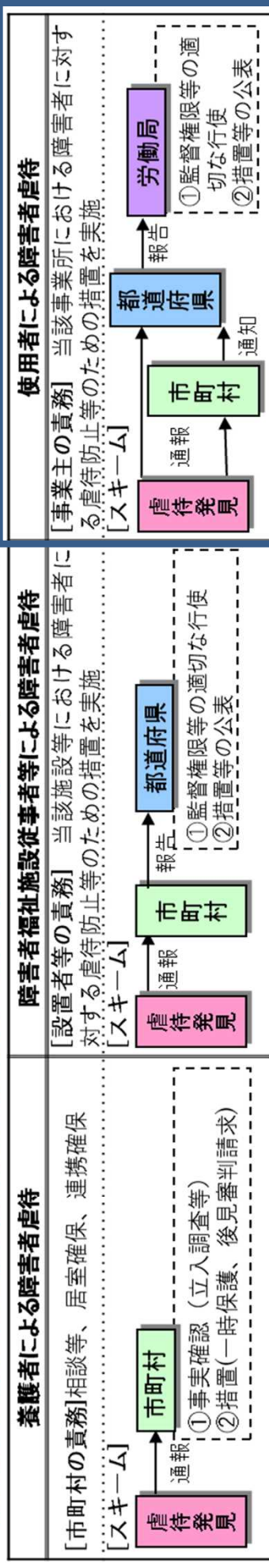
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応

1) 都道府県に通報・届出が寄せられた場合

都道府県に使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、都道府県は労働局へ報告を行う。

市町村に通報・届出が寄せられた場合、市町村は都道府県に通知を行い、都道府県から労働局に報告がなされる。

報告を受けた労働局は、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など所管する法令に基づき、所轄の労働局、労働基準監督署または公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、調査や必要な指導を行う。

2) 労働局に直接、通報・届出が寄せられた場合

労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む）に直接、使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、労働局は都道府県に情報提供する一方、都道府県からの報告があった場合と同様に調査や必要な指導を行う。

